

1 事業概要

南予地域の各市町(宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町)の積極的な働きかけにより愛媛県外から移住(サテライトオフィスの設置や関連子会社の設立を含む。以下同じ。)したクリエイティブ産業人材(クリエイティブ事業を営んでいる法人を含む。)が、当該自治体内の空きオフィスや空き家等を拠点として、新たな付加価値を生み出す事業を行う場合、そのオフィス賃借料等の一部を助成するものです。

2 助成対象者

次のすべてを満たす者とします。

- (1) 現在愛媛県外において次のクリエイティブ事業を営んでいる中小企業者。(当該県外の会社とは別に愛媛県内で新たに会社を起しクリエイティブ事業を営む者を含む。また、個人にあっては、県内に住所を有する者を新たに1人以上雇用する者に限る。)

- Web制作・デジタルコンテンツ制作関連
- システム開発・プログラミング関連
- CG・ゲーム・ソフト制作関連
- デザイン・写真・イラスト関連
- 音楽・アート・芸能関連
- インテリア・設計関連
- 製造加工関連(手仕事にこだわる製品に関するもの)
- その他(公財)えひめ産業振興財団(以下「財団」という。)理事長が認める事業

- (2) 南予地域の市町が提供又は紹介した空きオフィスや空き家等を事務所として利用するなど市町の積極的な働きかけにより移住した者。(但し、当該空きオフィスや空き家等には原則としてブロードバンド環境が整備されていること。)
- (3) 従業員又は個人の住民票を上記(2)の市町に移し、かつクリエイティブ事業(当該市町で新たに実施し、売上高が計上できるものに限る。)を3年以上行う者。
- (4) 助成対象期間中、愛媛県又は財団のその他の補助金(企業立地奨励金を含む。)を受けていない者。

3 助成対象事業

上記2で規定する助成対象者が、当該自治体内の空きオフィスや空き家等を拠点として、新たな付加価値を生み出す取組みを対象とします。ここでいう「新たな付加価値を生み出す取組み」とは、県外で実施していたクリエイティブ事業により生み出された製品等とは別に、移住後新たな製品等を生み出す取組みを指します。なお、当該取組みは、本助成金応募申込書提出日の属する年度での開始を条件とします。

4 助成対象経費

上記3で規定する助成対象事業の実施に必要な経費に限ることとし、交付決定の日から2年以内に発生し、支払いが完了する次の掲げる経費とします。

- オフィス等賃借料：事業遂行に必要な土地、建物の借上げに要する経費(居住部分は除く。)但し、敷金、礼金は除きます。
 - 各種事務機器等リース料：事業遂行に必要な事務機器の借上げに要する経費
 - 通信回線使用料：インターネットの通信回線使用料
 - その他財団理事長が必要と認める経費：上記以外で財団理事長が特に必要と認める経費
- ※助成対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税を含めることができません。

5 助成率、助成対象期間及び助成限度額

- (1) 助成率：助成対象経費の2分の1以内
- (2) 助成対象期間：2年以内
- (3) 助成限度額：2,000千円(1年間1,000千円)

6 受付期間等

- 平成28年4月11日(月)～平成28年12月27日(火)

審査会等の関係で締切を設けます。

- ・第1次締切：平成28年5月9日(月)
- ・第2次締切：平成28年8月31日(水)
- ・第3次締切：平成28年12月27日(火)

[募集要項](#)

[応募申込書](#)

7 問い合わせ先

- (公財)えひめ産業振興財団 産業振興部 産業振興課 (TEL: 089-960-1201)